

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
保険会社向けの総合的な監督指針			
○保険募集態勢			
1	Ⅱ-4-2	今回の「保険募集態勢における規定の整備」に係る改正事項のうち、新たに規定するとされている「保険募集時の補償重複に関する顧客への説明態勢等の整備及び積立利率等の表示に関する監督上の主な着眼点など」以外の事項は、損保・生保共通事項の規定の統合や、用語の統一、構成見直し等を行うものであり、改正前の規制の考え方・求められる措置等のレベルを変えるものではない、という理解でよいか。	貴見のとおりです。
2	Ⅱ-4-2-1 (2) ②オ.	Ⅱ-4-2-1 (2) ②オ. の規定は、平成 26 年 2 月 28 日適用の監督指針より損害保険会社に対して適用され、その後、生損保でそれぞれ規定されている項目を統合する観点から、今回の改正において生命保険会社にも適用されるものと理解しているが、本規定の趣旨は、保険料の領収にあたり、保険代理店において保険料の費消・流用や無断契約を生じさせる温床となるような行為を防止するものであることを確認したい。	今回の改正については、生損保でそれぞれ規定されている項目を統合するものであり、平成 26 年 2 月 28 日に改正した保険会社向けの総合的な監督指針（以下、「監督指針」）Ⅱ-4-3-5(2)④オ. の規定は、保険募集人による費消・流用等の不祥事件を防止するものとして規定したものです。
3	Ⅱ-4-2-2 (3)②イ(コ)及び Ⅱ-4-2-2 (5)②ソ	今般の監督指針の改正では、各保険会社は、顧客に対し、補償重複に該当する保険に既に加入していないかの確認や補償重複に対する顧客ニーズの確認等を行うための態勢整備が求められている。 一方、今般の監督指針の改正を踏まえ、各保険会社は、顧客に対し、補償重複について適切に説明したうえでなお、顧客から補償に重複が生じる	貴見のとおりです。 今回の監督指針の改正においては、顧客のニーズに基づかない補償重複の発生防止や解消を図るための措置を求めるものであり、顧客のニーズに基づく補償重複の場合まで発生の防止や解消を求めるものではありません。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		ことについて、ニーズがある場合には、当該ニーズを踏まえた契約内容の締結を行うこととなるが、その理解でよいか。	
4	Ⅱ-4-2-2 (3)② イ(コ) 及び Ⅱ-4-2-2 (5)② ソ	今回の監督指針改正を踏まえ、保険会社では従来の取組みに加えて、顧客向けツール（重要事項説明書類など）・社内ツールの作成・改定、システム対応、それらの対応を踏まえた保険募集人・保険会社営業担当者への教育などの態勢整備を行うことになる。また、Ⅱ-4-2-2 (5)②ソ(オ)の「補償重複に係る顧客に対する確認・説明の実態を把握・検証できる態勢を構築」の態勢構築については、例えば、保険申込書に補償重複に関するニーズ確認欄を設けて、顧客がチェックするといった対応や、苦情を把握し、その原因に応じた改善策を講じるといった対応等が考えられるが、これらの態勢構築には一定の準備時間を要することになる。速やかに実現を求めているものではないことを確認したい。	本規定の改正については、公表日より適用となりますが、その時点で態勢整備が不十分な場合は、本規定の趣旨にかんがみ、各社において、速やかに態勢整備に取り組む必要があると考えられます。
5	Ⅱ-4-2-2 (3)② イ(コ)	「補償重複の場合の保険金の支払に係る注意喚起」については、例えば、「補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、お支払いする保険金は1契約に特約をセットした場合と同じです。」等を記載することで、補償重複に関する顧客の理解を求めることを想定しているが、このような理解でよいか。	重要事項を顧客に告げるにあたっては、顧客が重要事項を確実に認識・理解することが重要であると考えられるため、貴見にあるような記載も重要事項説明書の記載例の一つとして考えられますが、単に重要事項説明書に記載があることのみをもって、「補償重複の場合の保険金の支払の注意喚起」が図られたと判断するのではなく、例えば、口頭でも説明するなど顧客の理解を求めることが必要であると考えられます。
6	Ⅱ-4-2-2 (3)② イ(コ)	「補償重複の主な事例」については、原則として同一保険種目で補償重複となる主な組合せについて記載し、他種目との組合せで補償重複となる	重要事項を顧客に告げるにあたっては、顧客が重要事項を確実に認識・理解することが重要であると考えられるた

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>場合については、例えば「他種目についても重複する可能性があります」等を記載することで、補償重複に関する顧客の理解を求めることを想定しているが、このような理解でよいか。</p>	<p>め、</p> <p>「補償重複の主な事例」については、顧客にとって理解しやすい具体的な事例や記載内容とする必要があります。</p> <p>そのため、単に、重要事項説明書に記載があることのみをもって、補償重複の事例について、顧客の理解が得られたと判断するのではなく、例えば、口頭でも説明するなど、顧客の理解を求めることが必要であると考えられます。</p>
7	Ⅱ-4-2-2 (3) ②イ(コ)(注)	<p>補償重複の定義として「複数の損害保険契約の締結により～」とあるが、今回の規定の対象は、損害保険会社の販売する商品であっても、保険法上の「傷害疾病定額保険」のように他の契約の保険金支払いの有無にかかわらず、保険金が支払われる保険は、Ⅱ-4-2-2 (3) ②イ(コ)(注)で規定されている補償重複には該当しない、という理解でよいか。</p> <p>その解釈に基づけば、「傷害疾病定額保険」と「傷害疾病損害保険」との間では、Ⅱ-4-2-2 (3) ②イ(コ)(注)で規定されている補償重複には該当しない、という理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>定額保険は、他の保険契約の存在や他の保険契約の内容に関係なく、支払事由が発生すれば約定された保険金額が支払われることから、定額保険と実損填補型の保険の組合せは、補償重複の対象としておりません。</p> <p>但し、顧客が既に参加している他の保険契約が定額保険か実損填補型の保険かは、確認しなければ判明しないため、実損填補型の保険については、顧客に対し、補償重複について顧客に確認する必要があると考えられます。</p> <p>なお、保険契約の更新・更改を行う際にも、補償重複にかかる注意喚起を行う必要があると考えられます。</p>
8	Ⅱ-4-2-2(3) ②イ(コ)(注)	<p>「同一の被保険利益」とは、保険契約者、被保険者および補償範囲が完全に同一のケースのみならず、それらの一部が異なる、例えば次のようなケースも含まれる、という理解でよいか。</p> <p>(例)</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約者同一の2台の自動車保険で記名被保険者が異なる場合 ・ 契約者が同一の火災保険と自動車保険でそれぞれに個人賠償責任保険特約が付帯されているが、特約の1つは国外の事故も補償、もう1つは国内の事故のみ補償の場合 	
9	Ⅱ-4-2-2 (5)② ソ	<p>損害保険には、多種多様な保険商品や契約形態があり、郵送やインターネットなどの対面以外の方法で募集することもあるため、必ずしも一律の方法で顧客のニーズを確認することを求められているものではなく、例えば、インターネットでの手続き画面上に補償重複にかかる注意喚起を表示し、これを踏まえたうえで顧客からの申込みをインターネット上で受けるなど、保険商品の特性や販売方法に応じ、対面以外の方法で行うことも認められる、という理解でよいか。</p>	<p>顧客のニーズの確認にあたっては、必ずしも一律の方法を求めるものではありませんが、商品・募集形態等の特性に応じた適切な方法で行われる必要があると考えられます。</p>
10	Ⅱ-4-2-2 (5)② ソ	<p>補償重複の定義に従えば、補償重複にも様々な態様があり、例えば、補償につながらない保険料負担があるケース（一方の保険金額が無制限でかつ補償内容・被保険者の範囲が同一であるケース）もあれば、補償重複の状態であっても顧客のニーズや合理性が認められるケース（補償内容や被保険者の範囲が同一であっても複数の保険契約の保険金額が積み上がるケース、補償内容または被保険者の範囲が一部異なるケース）もある。</p> <p>このため、一律の対応によるものではなく、補償重複の態様によって、確認や説明の実態把握・検証の態勢構築に違いが発生し得る、という理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおり、補償重複には、様々な態様があるため、それぞれの態様に応じて適切に取り組むことが必要であると考えられます。</p>
11	Ⅱ-4-2-2 (5)② ソ(エ)	<p>「補償重複となる保険に既に参加していないかを確認」については、他の保険契約の内容を顧客が把握していないケースもあるため、顧客への問</p>	<p>補償重複となる保険に既に参加していないかを確認するにあたっては、補償重複であるか否かの判定ができる程度</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>いか掛けは行うが、必ずしも他の保険契約の内容を個別具体的に確認することまでは求められていない、という理解でよいか。</p>	<p>には個別具体的に確認する必要があると考えられます。</p>
12	Ⅱ-4-2-2 (5)② ソ(エ)	<p>保険契約者が異なる契約（例：同一世帯内の契約）、他の代理店扱の契約、他社の契約と補償が重複している場合、保険会社または代理店で補償重複の可能性を把握できたとしても、個人情報保護や保険契約者間のトラブル防止の観点から、他の契約情報を顧客に開示することはできない場合があると考えられます。</p> <p>したがって、顧客のニーズの確認にあたっては、顧客への問いかけを行なったうえで、顧客からの申出に基づいて確認する、という理解でよいか。</p>	<p>但し、例えば、顧客が、他の保険契約について、個別具体的な内容の確認まで望まない場合など、内容確認等が困難な場合まで個別具体的な確認を求めるものではありません。</p> <p>また、顧客に対して他の保険契約の確認を行うなどの場合においては、個人情報保護法に則って、適正に実施する必要があると考えられます。</p>
13	Ⅱ-4-2-2 (5)② ソ(エ)	<p>「保険料と保険金の関係について明示的に説明」については、例えば補償重複の状態によっては、「補償につながらない保険料負担がある」といった説明を行うことを想定しているが、その理解でよいか。</p>	<p>補償につながらない保険料負担が生じる場合であれば、「補償につながらない保険料負担が生じる」といった説明が求められるものと考えられますが、補償重複の状態に応じて、適切に実施する必要があると考えられます。</p>
14	Ⅱ-4-2-2(5)② サ	<p>意向確認書面の適用範囲となる「第3分野の保険商品」には、現行どおり、「海外旅行傷害保険商品（契約締結に際し保険契約者又は被保険者が告知すべき重要な事実又は事項に被保険者の過去における健康状態その他の心身の状況に関する事実又は事項が含まれないものに限る。）」は含まないという理解で差し支えないか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
15	Ⅱ-4-2-4(1) ①柱書	<p>「事業保険」の定義について、従来の規定では、「企業が保険契約者及び保険金受取人になり、従業員等を被保険者とする個人保険契約」となっていたが、今回の改正で「企業が保険契約者及び保険金受取人になり、従業員等を被保険者とする保険契約」に修正されている。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		生命保険契約においては、団体保険契約にも当該定義に該当する契約形態があるが、当該定義の対象は、引き続き、保険契約者が法人である個人保険契約であることを確認させていただきたい。	
16	Ⅱ-4-2-4(1) ①イ(注)	「事業保険」の被保険者からの同意取得方法として(ア)・(イ)が挙げられているが、(注)柱書に「例えば」とあることから、(ア)・(イ)いずれかの措置を講じていれば問題ないことを確認したい。	貴見のとおりです。
17	Ⅱ-4-10(5)③	「積立利率等」の範囲は、商品特性や他帳票の記載内容、苦情の発生状況等を踏まえ、各社が適切に判断すればよい、という理解でよいか。	本規定は、保険契約期間中に適用される積立利率等の諸利率等の具体的な数値が保険契約の締結時点では確定されていない場合において、保険会社に対し、保険契約者等への適正かつ分かりやすい表示がなされるための社内審査体制の整備を求めるものです。 各社においては、保険契約者等にとってより分かりやすい表示を行うため、本規定の趣旨及び苦情の発生状況等を十分に勘案のうえ、必要な措置を講ずる必要があります。
18	Ⅱ-4-10(5)③	「公然性や客観性を高める」とは、具体的に何を指すのか。	市場金利等の水準により将来変動する可能性がある積立利率等の利率等を表示する場合においては、保険契約者等に対し、「保険契約を締結する時点で把握しておくべき内容」や「利率等を確認したい場合にその確認するための方法」等について、商品特性等に応じて、いずれも分かりやすく表示する必要があると考えられます。
19	Ⅱ-4-10(5)③	積立利率等を各社HPに掲載し、募集用の資料等に当該HPを参照する旨の文言を記載する等、契約者がその時々の積立利率を把握する方法を告げていれば、「公然性」は確保されている、という理解でよいか。	例えば、募集用の資料等に具体的な利率等を表示することが困難な場合、各社HPに最新の利率等を適正かつ分か

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
			<p>りやすく掲載したうえで、その参照先を募集用の資料等に明示的に表示することにより、公然性が高められるものと考えられます。</p> <p>また、例えば、募集用の資料等に、適用する利率等をどのような指標等を踏まえて算出しているかを示すことにより、客観性が高められるものと考えられます。</p>
20	Ⅱ-4-10(5)③	<p>「公然性」を確保するための文言（HP参照文言等）は、保険契約の締結にあたって交付するいずれかの資料に記載していればよい、という理解でよいか。</p>	<p>保険契約の締結時点における対応としては、貴見のとおりです。</p> <p>なお、本規定の趣旨にかんがみ、例えば、保険契約の成立後、保険契約者に送付する通知物等に、その時点での利率等を明示的に表示することも、より公然性を高めることになると考えられます。</p>
21	Ⅱ-4-10(5)③	<p>募集用の資料等の改訂は、現行の記載内容や商品改定等のタイミングを勘案のうえ、各社が適切に判断すればよいことを確認させていただきたい。</p>	<p>本規定の改正については、公表日より適用となりますが、その時点で体制整備が不十分な場合は、本規定の趣旨にかんがみ、各社において、速やかに体制整備に取り組む必要があると考えられます。</p>
○システムリスク管理態勢			
22	Ⅱ-3-14-2-2(4)③	<p>本項においては、「保険会社以外の者（生命保険募集人や損害保険代理店等）が占有管理する端末機等（入出力装置等を含む。）を利用する場合には、コンピュータシステムの事故防止対策、不正使用防止対策、不正アクセス防止対策、顧客のプライバシー保護対策が施されているか。」と規定されているが、端末機等そのものを示しており、利用機能等について例</p>	<p>保険会社以外の者が占有管理する端末機等については、端末機等の利用状況に応じて、不正使用防止対策をはじめとする所要の安全対策を施す必要があると考えております。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>示されていない。</p> <p>本稿の趣旨は、「占有管理する端末において当社が提供している機能を利用する場合」と解してよいか。そうでない場合、「端末機等」が具体的に何を示しているものかを例示いただきたい。</p> <p>なお、「主要行等向けの総合的な監督指針」(Ⅲ-3-7-1-2(4)③)においては、資金移動取引に限定して安全対策を求めている。</p>	
23	Ⅱ -3-14-2-2(3) ③	<p>保険会社向けの総合的監督指針Ⅱ-3-14-2-2(3)③において、商品開発・改定時における商品部門とシステムリスク管理部門の連携の必要性が求められている。近年、決算数理システムとは切り離され、EUC管理されている保険数理の収支予測システムについての重要性が高まってきており、これらを考慮する必要性が高まってきていると思われる。しかしながら、当該システムは、試行的な要素が強いことから、システムリスク管理部門の関与は、実質的にはあまり大きくないのが実情と思われる。このようなEUCについては、当面、当該要件の対象外として問題ないことを確認したい。</p>	<p>EUC(エンドユーザーコンピューティング)等ユーザー部門が独自にシステムの企画、開発、運用を行うシステムについては、全て本改正案のシステムリスク管理態勢に係る規定に含まれており、各保険会社は、その規模・特性に応じて、適切なシステムリスク管理態勢を整備する必要があると考えております。</p>
24	Ⅱ -3-14-2-2(4)	<p>保険会社向けの総合的監督指針Ⅱ-3-14-2-2(4)において、保険会社以外の者が占有管理する端末機等についての不正防止等の対応の必要性が書かれているが、数理部門においては、社外のSEを使ってEUCシステム開発を大規模に行っているケースも多い。しかしながら、このようなケースは、EUCであることから本要件の対象外であることを確認したい。</p>	
25	Ⅱ -3-14-2-2(5) ①	<p>保険会社向けの総合的監督指針Ⅱ-3-14-2-2(5)①において求められている開発計画は、全社レベルのシステムについてのものであるという理解で良いか。例えば、経済価値ベースの保険引受リスク管理の導入に向け、毎</p>	

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>年、数理部門で独自に予算を確保し、数億円レベルの EUC 開発を行っているようなケースについては、このような計画を策定する必要はないことを確認したい。なお、開発スコープをどのようなものとするか、多量データを並列処理するため何百台のサーバを用意するか等については、なかなかこのような計画に馴染まないものとする。</p>	
26	II -3-14-2-2(5) ③	<p>保険会社向けの総合的監督指針 II-3-14-2-2(5)③において求められている承認ルールやチェックに関する要件についてお伺いしたい。近年、経済価値ベースの保険引受リスク管理のために、数理部門で継続的かつ大規模に EUC システム開発を行っているケースがあるが、これらは検討のための試行的な要素が強いことから、チェックルールを事前に定めることは効率的ではなく、承認ルールも必要とは思われない。このような認識で問題がないことを確認したい。</p>	
27	II -3-14-2-2(5) ⑤	<p>保険会社向けの総合的監督指針 II-3-14-2-2(5)⑤における文書保存期間の要件について定められている。数理部門で保険引受リスク管理を目的として EUC 開発されているシステムについては、試行的なものであり、保険契約者に不利益をもたらすものではないことから、当該要件の適用除外であることを確認したい。また、我が国において、このようなシステムのどのようなものを文書化するかについても、ソルベンシーII等を踏まえ、今後の検討課題であり、当面は緩やかな運営にならざるを得ないものと考えている。</p>	
28	II -3-14-2-2(6)	<p>保険会社向けの総合的監督指針 II-3-14-2-2(6)におけるシステム監査の要件について確認したい。数理部門で保険引受リスク管理を目的として</p>	

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>EUC 開発されているシステムは、試行的なものであることから、当面は、重要性の観点から、当該要件の対象外としても問題ないことを確認したい。</p> <p>今後、経済価値ベースのリスク管理への移行を踏まえると、欧州におけるソルベンシーII の動向も踏まえると、当該システムを対象とした管理態勢についても監督指針や検査マニュアルでの考慮が必要になってくるものと思われる。このような検討には相当の時間を必要とし、また保険会社の対応にも相当の時間を必要とすることから、早期の検討をお願いしたい。</p>	
29		<p>近年、保険会社においては、AFM、MoSeS、MG-ALFA といった数理システムの開発をユーザー部門で行っている。そのような予算は年間で1億円強程度で安定しているようだが、その開発内容は、専門的であることから、主管部の担当者レベルで決められることにより、その担当者のいい感じの感覚で行われ、重要性よりも趣味的な要素により行われる場合がしばしばあるといわれている。もちろん、予算獲得においては、数理担当役員や保険計理人に説明を行っているが、実態的な説明はしておらず、説明した内容と開発内容が食い違うことも多いようである。このようなケースは、当該監督指針の改正では対象とならないのか？</p>	
30		<p>今般、システムリスク管理態勢に関する全面改定が行われたが、保険引受リスク管理のための数理システムや資産運用リスク管理のシステム等について、パッケージの選定をどのように行うかに関する監督は、どの条項に基づいて行われることになるのか。会社によっては、パッケージ導入に失敗して別のパッケージを何度も購入したり、グループでの連携がうまく</p>	<p>ご指摘のパッケージ導入については、既存のシステムとの整合性を十分確認するなど、その内容に応じて、関係部門間で連携していくことが必要であると考えております。</p> <p>貴重なご意見として、今後のシステムリスクに係る適切な検査・監督の参考とさせていただきます。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>いかず、似たようなパッケージを複数導入しているケースもあると思われる。このような問題が頻発している会社もあると思われ、何らかの手当てが必要ではないか。</p>	
少額短期保険業者向けの監督指針			
31	II-3-3-4	<p>「2-3-3-4 他人の生命の保険契約について」(1) 目的・趣旨 1イ. の(注2)について</p> <p>「(注2) 事業保険以外の形態であっても、上記と同様の措置が必要となる場合があることに留意する。例えば、被保険者が保険契約者の所有する賃貸物件の入居者である<u>保険契約</u>の場合には、保険の目的が、被保険者の死亡の原因・場所・形態等に因らず保険契約者において必要となる財源の確保に限られることが必要であり、被保険者のいわゆる孤独死に係る費用等を保険契約の目的とすることは、他人の生命の保険契約の目的・趣旨としては適当でないことに留意する。」</p> <p>1. 「保険の目的」および「保険契約の目的」という用語の明確化と修正について</p> <p>(注2) で使用されている「保険の目的」および「保険契約の目的」という用語は、保険法第6条第1項第7号および保険法第3条にも用例があるように、損保商品において、「保険の目的」は「保険の対象物(=保険の目的物)」として用いられ、「保険契約の目的」は「被保険利益」の意で用いられおり、これらと誤認される可能性が生じかねないことから、</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のように文言を修正し、本件が生命保険契約に係るものであることを明確化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ II-3-3-4(1)① <p>(注2) 事業保険以外の形態であっても、上記と同様の措置が必要となる場合があることに留意する。例えば、被保険者が保険契約者の所有する賃貸物件の入居者である<u>生命保険契約</u>の場合には、<u>いわゆる孤独死か否か等、被保険者の死亡の原因・場所・形態等に応じて保険契約者において必要となる費用が大きく異なることを踏まえた上で、それぞれの場において確保すべき財源を超えないよう留意することが必要である。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ II-3-3-4(2)① <p>(注) 事業保険以外の形態であっても、上記と同様の措置が必要となる場合があることに留意する。例えば、被保険者が保険契約者の所有する賃貸物件の入居者である<u>生命保険契約</u>の場合には、<u>いわゆる孤独死か否か等、被保険</u></p>

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
32	Ⅱ-3-3-4	<p>こうした誤認・誤読が生じない方向での修文をお願いしたいと存じます。</p> <p>(注2)の解釈について</p> <p>(注2)は、第1分野である死亡保険の場合の規定であって、家財保険など第2分野保険の給付内容とされている被保険者のいわゆる「孤独死」に伴う入居物件の修復費用等の損害に対する保険給付については、対象外である(即ち、現状の第2分野保険の補償内容で問題ない。)と解してよろしいか。</p>	<p>者の死亡の原因・場所・形態等に応じて保険契約者において必要となる費用が大きく異なることを踏まえた上で、それぞれの場合において確保すべき財源を超えないような基準に基づき設定された上限により適切に運営されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> Ⅱ-3-3-4(4)① <p>(注)被保険者が保険契約者の所有する賃貸物件の入居者である契約形態においては、これに加え、生命保険の特性上、損害保険とは異なり、<u>実際に生じる損害にかかわらず</u>保険金受取人が保険金を満額受け取れることを被保険者が理解していることの確認を行うこと。</p>
33	Ⅱ-3-3-4	<p>「被保険者のいわゆる孤独死に係る費用等を保険契約の目的とすることは、他人の生命の保険契約の目的・趣旨としては適当でないことに留意する。」について</p> <p>この部分については、第1分野保険に関し、家主を契約者、入居者を被保険者とする死亡保険として設計可能なもの・不可能なものは、例えば以下のようなものとして理解することによろしいか。</p> <p>(1) 設計不可能なもの</p> <p>保険金額として、いわゆる孤独死(居室内での死亡)に係る費用(居室の原状回復費用及び葬儀費用・家財搬出費用等)を一律に設定し、病</p>	<p>貴見のとおり、(1)は設計不可能と思料します。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>院等居室外での死亡においても同額の保険金を支払う保険。</p> <p>(2) 設計可能なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険金額として、死亡時にかかる葬儀費用・家財搬出費用等（例えば30万円～100万円程度）を一律に設定し、孤独死の場合には居室の原状回復費用相当の保険金額（例えば50万円～150万円程度）を加算して支払う保険。 ・ 支払事由として、孤独死の場合のみを定め、病院等居室外での死亡に対しては、保険金を支払わない保険（なお、この場合においても、保険金額は、孤独死に係る費用[居室の原状回復費用及び葬儀費用・家財搬出費用等]を基準に設定するものに限る）。 	<p>(2) について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡時に一律に支払われる保険金と、孤独死の場合に加算して支払われる保険金という構成からなる保険商品であれば設計可能と目されます。ただし、引受保険金額は、保険金受取人が支出することが確実な費用と照らして妥当な水準となっているか検証の上、適切に設定する必要があります。 ・ 孤独死の場合のみ保険金を支払う保険商品を設計することは可能と史料します。
34	I-1-2 I-2	<p>「総合的監督指針1-1-2-(4)</p> <p>(注) 保険会社や保険募集人（法第2条第23項に規定する「保険募集人」のうち、「少額短期保険募集人」を除いた者をいう。以下同じ。）の小規模な営業所等（例えば、小規模な郵便局等）に関して、保険会社や保険募集人に報告や資料提出等を求める場合には、取り扱うサービスや商品などに関する当該営業所等の特性を十分に踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないよう配慮する。」</p>	<p>ご指摘の箇所について、少額短期保険業者向けの監督指針は、「保険会社向けの総合的な監督指針」の趣旨を踏まえていることから、少額短期保険業者についても同様の取扱いになります。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>本（注）と同様の規定は、少短監督指針には掲載されていないが、少短監督指針は総合的監督指針の基盤の上であり、本（注）の趣旨は、少短保険業者及び少短募集人にも適用されていることを確認したい。ここでは、総合的監督指針の中で、最初に保険募集人が出てきたため、総合的監督指針では、少短募集人を除いた保険募集人を指していることを明確化したのみで、趣旨まで対象外としたものではないはずである。</p> <p>なお、できれば誤解を避けるために、上記カッコ書きについては、「1-1-2-(4)」ではなく、その後の「2-3-10-2-(2)7」で加えられたい。</p>	
35	II-3-3-1	<p>「少短監督指針2-3-3-1(3) 少額短期保険募集人の教育・管理・指導</p> <p>1 少額短期保険業者においては、募集人に対する教育、管理、指導を適切に行っているか。また、そのような教育、管理、指導が行われる態勢を整備しているか。育成、資質の向上を図るための措置を講じているか。</p> <p>2 保険募集に関する法令等の遵守、保険契約に関する知識等、顧客情報の取扱い等について、社内規則等に定めているか。また、指導基準を明確化し、所属代理店に対して教育、管理、指導を適切に行っているか。保険商品の特性を顧客が十分に理解できるよう、多様化した保険商品に関する十分な知識の付与及び適切な保険募集活動のための十分な教育を行っているか。」</p>	<p>少額短期保険募集人の教育・管理・指導等については、法令等の遵守、保険契約に関する知識等、顧客情報の取扱い等も含め、社内規則等の整備だけではなく、組織体制の整備も含めた実効性のある態勢整備が必要です。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>1は、以前が「制度化されているか」であり、2も、以前が「マニュアル等により制度化されているか」である。同じ文言の変更でありながら、1は、態勢整備となり、2は、社内規則等制定となっている。これらは文言の整備、明確化であり、1については、「制度化」という言葉が、社内規定等の文書だけを定めるという意味ではなく、態勢構築を含めていることを明確化し、2については、マニュアル等を含む広い意味で「社内規則等」と他の箇所と合わせて文言を整備した、と考えてよいか。</p>	
36	Ⅱ-3-3-4	<p>「2-3-3-4 他人の生命の保険契約について (1) 目的・趣旨」</p> <p>表題と(1)の間の文言が省略されている。当該文言は、他人の生命の保険契約の定義が入っており、定額保険が対象であることが明確になっている。この省略は削除ではないことを確認したい。</p>	貴見のとおりです。
37	Ⅱ-3-5-1-1	<p>「2-3-5-1-1 顧客保護を図るための留意点」</p> <p>これまで留意すべきとされてきた「保険契約者がリスクを負っている商品の販売を行うにあたっては、保険契約者に対し適切かつ十分な説明を行い、かつ必ず保険契約者から説明を受けた旨の確認を行うための方策を講じているか。」を削除したのは何故か。</p>	当該箇所については、少額短期保険業の特性上、保険契約者においてリスクを負うことになる高額、長期、積立等の商品を取り扱うことができないことから、今改正において削除しています。
38	Ⅱ-3-5-1-1	<p>「2-3-5-1-1 顧客保護を図るための留意点 (3) 高齢者に対する保険募集は、適切かつ十分な説明を行うことが重要であることにかんがみ、高齢者や商品の特性等を勘案したうえで、例えば、丁寧な説明やわかりやすい資料の作成、高齢者の意向に沿った商品内容であることの確認等、きめ細やかな取組みやトラブルの未然防</p>	高齢者に対して十分な配慮を行うことを求める規定であり、年齢階層によって対応に差を設けることを求めているわけではありません。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>止・早期発見に資する取組みを実行しているか。また、取組みの適切性等の検証等を行っているか。」</p> <p>高齢者に着目した販売について、一律に網をかけて特別な取組みを求められているように見える。</p> <p>しかし、賃貸物件において、入居者用の家財・借家賠中心の少額短期保険の提供は、高齢者が住居を確保できるようにするために必需となっており、高齢者専用の特別な取組みを前提とする募集を行うことは、賃貸契約に必要な補償の提供機会を逸することになりかねない。</p> <p>よって、高齢者の賃貸物件への円滑な入居を妨げることの無いよう、「高齢者や商品の特性等」の勘案の範囲には、賃貸物件入居者向け火災保険については一般的な顧客保護対応を高齢者にも一貫することを含んでいると考えてよいか。</p>	
39	II-3-12-2	<p>別冊II-3-12-2で準用する本編II-3-14-2-2に関して</p> <p>現行の「保険業者向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）」I-2監督指針策定の趣旨（2）において、「監督上の評価項目の全てを一律に求めているものではなく、特に体制面の着眼点において総合指針を準用している場合、事業者の実情に併せて、小規模な事業者である場合は、必ずしも独立した部署の設立を求めるものではないよう実情に応じて判断することとする。」旨が定められている。</p> <p>一方、今般パブリックコメントに付された改正案において、「保険会社向けの総合的な監督指針（本編）」II-3-14-2-2（システムリスク関連の「主な着眼点」）のように詳細な規定が定められ、かつ別冊か</p>	貴見のとおりです。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		らの準用先となっている箇所がある。この場合において、問題のない範囲で小規模事業者の実情に応じた取扱いが認められる点について確認したい。	
40	Ⅱ-3-3 Ⅱ-3-5-1	「監査等を通じて事後的に適切性等を検証し、」という表現があります。 (1)「監査等」には、監査役監査、内部監査以外に想定されるものは何でしょうか。	必ずしも厳密な意味での監査に限定するものではなく、規模・特性や検証項目に鑑みて、少額短期保険業者等が、自らの保険募集や顧客保護に係る実態等を適切に把握し、PDCA サイクルを機能させるための内部検証を行うことが必要です。
41	Ⅱ-3-3 Ⅱ-3-5-1	「監査等を通じて事後的に適切性等を検証し、」という表現があります。 (2)「事後的に」の表現は必要でしょうか。経営者が構築した内部管理態勢を検証するという意味では当然に事後的になりますし、リスクが顕在化しているかどうかを検証するという意味では不十分な監査になってしまいます。	また、PDCA サイクルを機能させるためには、事後的な内部検証の機会を確保する必要があると考えます。 なお、内部検証をアウトソーシングするなど、必要に応じて外部の人材を活用することも有効と考えますが、いずれにしても、PDCA サイクルを適切に機能させることが必要です。
42	Ⅱ-3-3 Ⅱ-3-5-1	「監査等を通じて事後的に適切性等を検証し、」という表現があります。 (3) 少額短期保険業者の場合、小規模であり人材確保が困難であることから内部監査のアウトソーシングも選択肢の一つだと思います。適切なアウトソース先としてどのような要件（資格、経験、秘密保持条項等）を想定されていますか。	